

令和6年度 物価高騰対応重点支援給付金 (住民税所得割非課税世帯10万円給付)のご案内

問 福祉課 福祉係 ⑪番窓口 Tel **64-1120**

申請締切 8月30日(金) ※返信用封筒で返送する場合は締切日消印有効

物価高騰による負担増を踏まえ、対象世帯に給付金を支給します。

- ① 住民税所得割非課税世帯：1世帯あたり10万円
- ② ①の対象世帯へのこども加算給付：対象児童1人あたり5万円

受給手続き 対象となる世帯には確認書をお送りしています。
申請締切日までに確認書の提出をお願いします。

対象世帯

- 令和6年6月3日(基準日)時点で湯浅町に住民登録があり、世帯全員が令和6年度に新たに住民税所得割非課税となった世帯。

次に該当する世帯は対象外です

令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金および令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の対象世帯は、今回の給付金は給付対象外となります。

- 住民税非課税世帯「7万円給付金(令和6年1～3月頃実施)」
- 住民税均等割のみ課税世帯「10万円給付金(令和6年5月頃実施)」

※未申請、受給辞退された世帯も含みます。

※他市町村で受給された世帯も対象外となります。

こども加算給付

上記対象世帯のうち18歳以下(平成18年4月2日以降に出生)の児童がいる世帯に対象児童1人あたり5万円を加算給付します。

令和6年10月より 福祉水道料金助成事業が始まります

問 福祉課 福祉係 ⑪番窓口 Tel **64-1120**

対象になる方

町内に住所があり、在宅である方で次の(1)～(5)のいずれかに当てはまる世帯

- (1) 町民税非課税である65歳以上の一人暮らしの方
- (2) 身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
- (3) 療育手帳Aをお持ちの方
- (4) 精神保健福祉手帳1級をお持ちの方
- (5) 在宅介護度4または5の認定を受けている方

助成内容 基本料金の2分の1を助成

申請方法

各種手帳または介護保険被保険者証をお持ちになって、福祉係までお越しください。申請が認められれば、申請月の翌月分から助成されます。

一人暮らし高齢者水道料金免除事業(旧制度)は令和6年9月で終了します

旧制度にて、対象であった方は湯浅町福祉水道料金助成事業(新制度)へ移行となります。
申請などの手続きは不要です。